

## 「平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価結果」に対する改善状況

本学の「平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価結果」において「課題」として国立大学法人評価委員会から指摘された事項及び同委員会事務局から「今後の留意点」として通知された事項に対する本学の改善状況を下記のとおり公表します。

(平成 25 年 2 月 28 日時点)

### ◆評価結果において課題とされた事項

課題	改善状況
<p>2 項目別評価</p> <p>I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>○研究費の不適切な経理が確認されていることについては、調査委員会を立ち上げ原因究明を行い、教職員への周知徹底を図っているが、<u>さらに、不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。</u></p>	<p>本学では平成 24 年度において、前年度に引き続き、一層の再発防止への意識強化のため、以下の取組を実施しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「監査能力向上研修会」において、職員の法令遵守の意識向上及び内部統制と内部監査への理解向上に努めた。(対象：公的研究費の執行に関わる事務職員)</li> <li>② 「科研費の申請及び使用に関する説明会」において、科研費の申請、経費執行等使用に関しての適切な理解を促した。(対象：研究者)</li> <li>③ 「教授会」や「全学事務連絡会」等において、会計検査院の指摘事項等、研究費の経費執行上の注意について注意を促し意識啓発に努めた。(対象：研究者、事務職員)</li> <li>④ 本学へ初来の納入業者に対し、検収所においてパンフレットを配布し検品の徹底について周知を行い、検収体制のより一層の実質化に努めた。(対象：本学と取引のある業者)</li> </ol> </div> <p>また、上記取組の周知状況・理解度について把握、浸透度のチェックを行うため、教員・事務職員、事務補佐員に対し公的研究費のルールについて、研修後に記述式のアンケート形式の調査を行い、再発防止の徹底に役立てています。</p> <p>なお、不正経理再発防止のための取組は、今後も継続して実施していくこととしています。</p> <p>[参考]</p> <p>平成 23 年度に発覚した研究費の不適切経理について、本学は調査委員会を立ち上げて原因究明を行い、再発防止策として同年度中に、主に以下の取組を実施しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「新任教員研修会」で競争的資金等の使用ルール等についての説明を行った。</li> <li>② 「科研費の申請及び使用に関する説明会」で不正使用防止の徹底を周知した。</li> <li>③ 物品検収体制の徹底を周知した。(教職員に対しメールや教授会等で周知)</li> <li>④ 納入業者に対して「農工大における発注・検収体制（納入業者の皆様へ）」についての周知を図った。</li> </ol> </div>

◆今後の留意点とされた事項

留意点	改善状況
<p>経営協議会の学外委員からの意見を積極的に取り入れ、法人運営の改善等に活用しているものの、その状況を公表していない法人（38 法人）がありました。これらの法人にあつては経営協議会の学外委員の意見とそれへの対応を一覧表などで、分かりやすく公表するなどの取組が求められます。</p>	<p>左記の指摘を受け、本学の経営協議会において学外委員から提起された意見のうち、本学の運営に反映させた主な事例を一覧表形式にして本学 Web サイト上で公表しました。</p> <p>詳細は下記のリンクよりご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【名称】</b> 『経営協議会学外委員からのご意見を本学の運営に活用した主な取組事例』</p> <p><b>【URL】</b> <a href="http://www.tuat.ac.jp/outline/gijiroku/20130226153058/index.html">http://www.tuat.ac.jp/outline/gijiroku/20130226153058/index.html</a></p> </div>
<p>学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育研究活動等の情報の公表」について、すべての法人がウェブサイト上で公表していますが、当該情報がウェブサイトで分散して掲載され、分かりやすく 1 箇所に集約していなかった法人が見られたため、さらに活用されるよう、利用者の視点に立った工夫が期待されます。</p>	<p>左記の指摘を受け、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育研究活動等の情報」について、閲覧者に分かり易いよう一ヶ所に集約したページを本学 Web サイト上に作成しました。</p> <p>詳細は下記のリンクよりご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【名称】</b> 『教育研究活動等の状況に係る情報の公開(学校教育法施行規則第 172 条の 2)』</p> <p><b>【URL】</b> <a href="http://www.tuat.ac.jp/disclosure/20121220172434/index.html">http://www.tuat.ac.jp/disclosure/20121220172434/index.html</a></p> </div>